TOKIO MARINE
NICHIDO

2019年10月1日
以降用

財形貯蓄傷害保険
財形住宅傷害保険
財形年金傷害保険
ご契約のしおり

ご契約者の皆様へ

○　この「ご契約のしおり（約款）」は、財形貯蓄傷害保険、財形住宅傷害保険および財形年金傷害保険についての大切なことがらを記載したものです。保険約款につきましては、P.10～P.58に掲載しておりますのでお読みください。

　もし、おわかりにくい点、お気づきの点がありましたら、ご遠慮なく代理店または東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）までお問い合わせください。

○　代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約条件が変わった場合のご通知の受領等の代理業務を行っております。したがいまして、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

　代理店は、ご契約者の皆様のご契約状況を常に承知いたしております。ご契約内容についてのお問い合わせ等は代理店または弊社までお申し出ください。

○　「ご契約のしおり（約款）」は、ご一読のうえ、大切に保管してくださいますようお願いいたします。

事故受付
サービス

安心電話待機中！

東京海上日動安心110番

1 1 0

「フリーダイヤル」
☎ 0120-119-110

暮らしに関する無料
相談サービス

法律・税務・社会保険に関するご相談から
毎日の暮らしに役立つ情報まで

デイリー
サポート

「フリーダイヤル」
☎ 0120-285-110

To Be a ***Good Company***

東京海上日動

目　次

まず始めに必ずお読みください …… 1
財形貯蓄傷害保険ご契約についての注意事項 …… 2
財形住宅傷害保険ご契約についての注意事項 …… 4
財形年金傷害保険ご契約についての注意事項 …… 7
財形貯蓄傷害保険普通保険約款 …… 10
財形住宅傷害保険普通保険約款 …… 25
財形年金傷害保険普通保険約款 …… 41

◆まず始めに必ずお読みください◆

1．財形制度について

財形制度は、勤労者財産形成促進法（財形法）に基づいて勤労者の貯蓄や持家取得等の財産形成を国と事業主がバックアップして促進しようとするものです。

2．予定利率について

ご契約に適用する予定利率は、今後変更することがあります。この場合、変更月前にすでにお預かりした保険料分の積立金につきましても、変更月以降は変更後の予定利率を適用いたします。

したがいまして、ご契約時のパンフレット・チラシ等に記載の受取予想額は、変動することがあります。

3．解約返れい金について

ご契約者からの解約（解除）の場合には、弊社所定の方法で計算した解約返れい金をお支払いします。払込保険料の一部を補償部分の保険料に充当するため、解約返れい金は、ご契約後一定期間は、払込保険料累計額より少なくなります。

財形貯蓄傷害保険ご契約についての注意事項

保険金をお支払いする場合

国内・国外を問わず、被保険者（保険の対象となる方）が、急激かつ偶然な外来の事故により死亡されたり、重度後遺障害を被られた場合に、保険金をお支払いします。
※重度後遺障害とは例えば次のような障害が該当します(詳細については約款をご参照ください。)。
●両眼が失明したとき
●咀しゃくまたは言語の機能を全く廃したとき　等

お支払いする保険金

ケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき、または重度後遺障害を被られたときは、死亡した日または事故の日までに払い込まれた保険料の累計額の５倍に相当する金額（一部解約があったご契約については、お支払いした返れい金の割合を考慮して減じた額）を保険金としてお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

故意または重大な過失、自殺行為、闘争行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転、地震・噴火またはこれらによる津波、戦争、暴動等の事由によって被ったケガ

保険金のお支払いによる契約の失効について

死亡保険金または重度後遺障害保険金が支払われた場合は、ご契約は死亡時または事故時に効力を失い積立金はお支払いできなくなります。

ご契約の際のご注意

⑴保険責任の開始日時
第１回保険料が賃金より控除された日の属する月のご契約者を雇用している事業主と弊社が協議して定めた契約基準日の午後４時から、弊社はご契約上の責任を負います。

⑵告知義務（ご契約時に代理店または弊社に重要な事項を申し出ていただく義務）等
申込書等に★が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご契約時に申込書等に正確に記載してください。この表示が事実と異なる場合やこれに事実を記載しない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（弊社の代理店には告知受領権があります。）。告知事項は、以下の事項となります。
●他の保険契約等[*1]を締結されている場合には、その内容（同時に申し込む契約を含みます。）
＊１　この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。

ご契約後のご注意

⑴契約内容の変更
弊社所定の範囲内で保険料等の変更を行うことができます。

⑵退職・転任等の場合の取扱い
ご契約者の退職や転任等により、保険料を賃金から控除できなくなった場合は、退職や転任等の日から２年以内に解約手続をしていただきます。ただし、ご契約を継続できる場合がありますので、退職や転任等に際してはあらかじめ代理店または弊社までご相談ください。

⑶保険料の払込中断の場合の取扱い
保険料の払込中断は２年未満の期間に限り認められています。保険料の払込中断が２年を経過した場合には、ご契約を解約（解除）していただきます。

⑷保険契約者の住所変更

住所または通知先が変更になった場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社へご通知ください。

税制上のお取扱い（2019年4月現在）

払出の際、積立金（含む契約者配当金）と払込保険料累計額との差額が利子等として20%*1源泉分離課税の対象となります。

＊１　2013年1月1日から2037年12月31日までは、所得税に復興特別所得税が付加され20.315%となります。

財形貯蓄のご契約者への公的融資（2019年4月現在）

財形貯蓄傷害保険にご加入されている勤労者の方は、一定の条件のもとに財形持家融資の公的融資を受けることができます。財形持家融資については、別途条件がありますので、詳細は住宅金融支援機構（沖縄県の場合は沖縄振興開発金融公庫）または勤労者退職金共済機構等にお問い合わせください。

もし事故が起きたときは

⑴事故が発生した場合には、事故の日からその日を含めて30日以内に代理店または弊社にご連絡ください。

⑵保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類の他、支払事由が発生したことや保険金を算出するための確認に必要な資料として、以下の書類等をご提出いただく場合がございます。

①　交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠

②　住民票、戸籍謄本等の被保険者（保険の対象となる方）であることを確認するための書類または証拠

③　レントゲン・MRI等のケガの程度を証明する書類または証拠

また、被保険者（保険の対象となる方）に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいない場合は、被保険者の配偶者*2または３親等以内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

＊２　法律上の配偶者に限ります。

⑶所定の書類を提出されないとき、または提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違することを記載されたときは、それにより弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いしますのでご注意ください。

⑷保険金請求権については時効（３年）がありますのでご注意ください。

⑸事故によるケガに対して以下のいずれかとなった場合は、ご契約は終了し、積立金はお支払いできなくなります。

○死亡保険金をお支払いしたとき

○重度後遺障害保険金をお支払いしたとき

財形住宅傷害保険ご契約についての注意事項

保険金をお支払いする場合

国内・国外を問わず、被保険者（保険の対象となる方）が、急激かつ偶然な外来の事故により死亡されたり、重度後遺障害を被られた場合に、保険金をお支払いします。
※重度後遺障害とは例えば次のような障害が該当します(詳細については約款をご参照ください。)。
●両眼が失明したとき
●咀しゃくまたは言語の機能を全く廃したとき　等

お支払いする保険金

ケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき、または重度後遺障害を被られたときは、死亡した日または事故の日までに払い込まれた保険料の累計額の５倍に相当する金額（持家取得等費用返れい金をお支払いしたご契約については、お支払いした返れい金の割合を考慮して減じた額）を保険金としてお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

故意または重大な過失、自殺行為、闘争行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転、地震・噴火またはこれらによる津波、戦争、暴動等の事由によって被ったケガ

保険金のお支払いによる契約の失効について

死亡保険金または重度後遺障害保険金が支払われた場合は、ご契約は死亡時または事故時に効力を失い積立金はお支払いできなくなります。

ご契約の際のご注意（2019年4月現在）

⑴保険料の払込限度額
保険料の払込限度額は、非課税限度額[*1]を超えることはできませんのでご注意ください。
＊１　限度額は550万円以内で、かつ財形年金貯蓄契約と合わせて550万円以内で設定できます。
⑵１人１契約の条件
すべての金融機関を通じて１人１契約に限ります。
⑶保険責任の開始日時
第１回保険料が賃金より控除された日の属する月のご契約者を雇用している事業主と弊社が協議して定めた契約基準日の午後４時から、弊社はご契約上の責任を負います。
⑷告知義務（ご契約時に代理店または弊社に重要な事項を申し出ていただく義務）等
申込書等に★が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご契約時に申込書等に正確に記載してください。この表示が事実と異なる場合やこれに事実を記載しない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（弊社の代理店には告知受領権があります。）。告知事項は、以下の事項となります。
●他の保険契約等[*2]を締結されている場合には、その内容（同時に申し込む契約を含みます。）
＊２　この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。

ご契約後のご注意

⑴契約内容の変更

弊社所定の範囲内で保険料等の変更を行うことができます。

⑵退職・転任等の場合の取扱い

ご契約者の退職や転任等により、保険料を賃金から控除できなくなった場合は、退職や転任等の日から2年以内に解約手続をしていただきます。ただし、ご契約を継続できる場合がありますので、退職や転任等に際してはあらかじめ代理店または弊社までご相談ください。

⑶保険料の払込中断の場合の取扱い

保険料の払込中断は2年未満の期間に限り認められています。保険料の払込中断が2年を経過した場合には、ご契約を解約（解除）していただきます。

⑷保険契約者の住所変更

住所または通知先が変更になった場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社へご通知ください。

⑸持家取得等費用返れい金・満期返れい金の払出について（2019年4月現在）

持家としての住宅の取得・持家である住宅のリフォームのための払出については、積立金の全部払出（満期返れい金）のほか、積立金の一部払出（持家取得等費用返れい金）もできます。

- ●払出手続には、弊社所定の書類の他、財形法で定められた所定の書類のご提出が必要になります。
- ●払出す金額は、持家の取得等に要する費用の範囲内となります。
- ●持家の取得等の前後にそれぞれ払出す場合は、合計で持家の取得等に要する費用の範囲内となることを要し、持家の取得等の前に払出す金額は、その時点の積立金の90%以内の額となります。

※持家の取得には、土地のみの購入は対象とならず、床面積が50㎡以上であること等の要件があります。リフォームには、工事費が75万円を超えること等の要件があります。要件の詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせください。

税制上のお取扱い（2019年4月現在）

積立金を持家の取得等のために持家取得等費用返れい金、または満期返れい金として受け取る場合に限り、非課税の扱いが受けられます。ただし、例えば以下のように財形住宅貯蓄としての要件からはずれる場合には、積立金（含む契約者配当金）と払込保険料累計額との差額が、利子等として20%[*1]源泉分離課税の対象となります。

- ●解約の場合
- ●持家取得等費用返れい金の払出後2年以内、または持家の取得等の後1年以内のいずれか早い日までに所定の書類が提出されない場合
- ●最後の払込から2年以上経過した場合

等

＊1　2013年1月1日から2037年12月31日までは、所得税に復興特別所得税が付加され20.315%となります。

財形貯蓄のご契約者への公的融資（2019年4月現在）

財形住宅傷害保険にご加入されている勤労者の方は、一定の条件のもとに財形持家融資の公的融資を受けることができます。財形持家融資については、別途条件がありますので、詳細は住宅金融支援機構（沖縄県の場合は沖縄振興開発金融公庫）または勤労者退職金共済機構等にお問い合わせください。

もし事故が起きたときは

⑴事故が発生した場合には、事故の日からその日を含めて30日以内に代理店または弊社にご連絡ください。

⑵保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類の他、支払事由が発生したことや保険金を算出するための確認に必要な資料として、以下の書類等をご提出いただく場合がございます。

① 交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠

② 住民票、戸籍謄本等の被保険者（保険の対象となる方）であることを確認するための書類または証拠

③ レントゲン・MRI等のケガの程度を証明する書類または証拠

また、被保険者（保険の対象となる方）に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいない場合は、被保険者の配偶者*1または３親等以内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

＊１　法律上の配偶者に限ります。

⑶所定の書類を提出されないとき、または提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違することを記載されたときは、それにより弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いしますのでご注意ください。

⑷保険金請求権については時効（３年）がありますのでご注意ください。

⑸事故によるケガに対して以下のいずれかとなった場合は、ご契約は終了し、積立金はお支払いできなくなります。

○死亡保険金をお支払いしたとき

○重度後遺障害保険金をお支払いしたとき

財形年金傷害保険ご契約についての注意事項

保険金をお支払いする場合

国内・国外を問わず、被保険者（保険の対象となる方）が、急激かつ偶然な外来の事故により死亡されたり、重度後遺障害を被られた場合に、保険金をお支払いします。
※重度後遺障害とは例えば次のような障害が該当します(詳細については約款をご参照ください。)。
●両眼が失明したとき
●咀しゃくまたは言語の機能を全く廃したとき　等

お支払いする保険金

ケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき、または重度後遺障害を被られたときは、死亡した日または事故の日までに払い込まれた保険料の累計額の５倍に相当する金額を保険金としてお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

故意または重大な過失、自殺行為、闘争行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転、地震・噴火またはこれらによる津波、戦争、暴動等の事由によって被ったケガ

保険金のお支払いによる契約の失効について

死亡保険金または重度後遺障害保険金が支払われた場合は、ご契約は死亡時または事故時に効力を失い積立金はお支払いできなくなります。

ご契約の際のご注意（2019年4月現在）

⑴保険料の払込限度額
保険料の払込限度額は、非課税限度額[*1]を超えることはできませんのでご注意ください。
＊１　限度額は385万円以内で、かつ財形住宅貯蓄契約と合わせて550万円以内で設定できます。

⑵１人１契約の条件
すべての金融機関を通じて１人１契約に限ります。

⑶保険責任の開始日時
第１回保険料が賃金より控除された日の属する月のご契約者を雇用している事業主と弊社が協議して定めた契約基準日の午後４時から、弊社はご契約上の責任を負います。

⑷告知義務（ご契約時に代理店または弊社に重要な事項を申し出ていただく義務）等
申込書等に★が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご契約時に申込書等に正確に記載してください。この表示が事実と異なる場合やこれに事実を記載しない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（弊社の代理店には告知受領権があります。）。告知事項は、以下の事項となります。
●他の保険契約等[*2]を締結されている場合には、その内容（同時に申し込む契約を含みます。）
＊２　この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。

ご契約後のご注意

⑴契約内容の変更
　弊社所定の範囲内で保険料、保険料払込期間、年金支払開始日等の変更を行うことができます。
⑵退職・転任等の場合の取扱い
　ご契約者の退職や転任等により、保険料を賃金から控除できなくなった場合は、退職や転任等の日から２年以内に解約手続をしていただきます。ただし、ご契約を継続できる場合がありますので、退職や転任等に際してはあらかじめ代理店または弊社までご相談ください。
⑶保険契約者の住所変更
　住所または通知先が変更になった場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社へご通知ください。
⑷中途払出について
　積立金の一部を中途で払い出すことはできません。
⑸保険料の払込中断の場合の取扱い
　保険料の払込中断は２年未満の期間に限り認められています。保険料の払込中断が２年を経過した場合には、ご契約を解約（解除）していただきます。
　保険料の払込期間はこの中断中も含めて５年以上必要です。

税制上のお取扱い（2019年4月現在）

積立金を年金として受け取る場合に、非課税の扱いが受けられます。
ただし、中途で解約をされる等、財形年金貯蓄の要件からはずれる場合には、積立金（含む契約者配当金）と払込保険料累計額との差額が課税の対象となります。

財形貯蓄のご契約者への公的融資（2019年4月現在）

財形年金傷害保険にご加入されている勤労者の方は、一定の条件のもとに財形持家融資の公的融資を受けることができます。財形持家融資については、別途条件がありますので、詳細は住宅金融支援機構（沖縄県の場合は沖縄振興開発金融公庫）または勤労者退職金共済機構等にお問い合わせください。

もし事故が起きたときは

⑴事故が発生した場合には、事故の日からその日を含めて30日以内に代理店または弊社にご連絡ください。
⑵保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類の他、支払事由が発生したことや保険金を算出するための確認に必要な資料として、以下の書類等をご提出いただく場合がございます。
　①　交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
　②　住民票、戸籍謄本等の被保険者（保険の対象となる方）であることを確認するための書類または証拠
　③　レントゲン・MRI等のケガの程度を証明する書類または証拠
　また、被保険者（保険の対象となる方）に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいない場合は、被保険者の配偶者[*1]または３親等以内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
　＊１　法律上の配偶者に限ります。
⑶所定の書類を提出されないとき、または提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違することを記載されたときは、それにより弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いしますのでご注意ください。
⑷保険金請求権については時効（３年）がありますのでご注意ください。

⑸事故によるケガに対して以下のいずれかとなった場合は、ご契約は終了し、積立金はお支払いできなくなります。
○死亡保険金をお支払いしたとき
○重度後遺障害保険金をお支払いしたとき

財形貯蓄傷害保険普通保険約款

第１章　用語の定義条項

第１条（用語の定義）

この約款において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（＊1） （＊1）他の保険契約等に関する事項を含みます。
財形貯蓄契約	財形法に基づく勤労者財産形成貯蓄契約をいいます。
財形法	勤労者財産形成促進法をいいます。
財産形成基金給付金	財形法および同法施行令に規定する勤労者財産形成基金契約に基づき支払われるべき財産形成基金給付金をいいます。
財産形成給付金	財形法および同法施行令に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づき支払われるべき財産形成給付金をいいます。
事業主	保険契約者を雇用している事業主をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
事務代行団体	財形法に規定する事務代行団体をいいます。
事務取扱協定	事業主または事務代行団体と当会社との間で締結されたこの保険契約に関する協定をいいます。
重度後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損で、別表１に掲げるものをいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師(＊1)が必要であると認め、医師(＊1)が行う治療をいいます。 （＊1）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
賃金	財形法に規定する賃金をいいます。
払込代行契約	財形法に規定する払込代行契約をいいます。
保険金	死亡保険金または重度後遺障害保険金をいいます。

第２条（保険契約者および被保険者の範囲）

この保険契約の保険契約者となる者は、財形法に定める勤労者で、被保険者は契約者本人に限ります。

第３条（契約基準日）

(1) 契約基準日は、下表のいずれかの日で定めます。

① 事業主がこの保険契約の保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から最初に控除した日
② 第14条（財産形成給付金または財産形成基金給付金による保険料の払込み）の保険料のうち第１回保険料の払込みがあった場合には、その払込日
③ 第15条（転職等の場合の従前の財形貯蓄契約の残高による保険料の払込み）の保険料の払込みがあった場合には、その払込日
④ 第16条（事業主による貯蓄金の管理が中止された場合の返還貯蓄金による保険料の払込み）の保険料のうち第１回保険料の払込みがあった場合には、その払込日
⑤ 第17条（他の財形貯蓄取扱機関との財形貯蓄契約の残高による保険料の払込み）の保険料の払込みがあった場合には、その払込日

(2) (1)の規定にかかわらず、事業主または事務代行団体が当会社と協議することにより、「この保険契約の保険料に相当する金額が事業主により保険契約者に支払われる賃金から控除され、事務代行団体を通じて当会社に最初に払い込まれた日」等、(1)以外の日を契約基準日とすることができます。

第２章　補償条項

第４条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故(＊1)によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。

(2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(＊2)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(＊1) 以下「事故」といいます。

(＊2) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第５条（保険金を支払わない場合）

当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
②	保険金を受け取るべき者(＊1)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④	被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 ｱ. 法令に定められた運転資格(＊2)を持たないで自動車等を運転している間 ｲ. 道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ｳ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤	被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
⑥	被保険者の妊娠、出産、早産または流産
⑦	被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
⑧	被保険者に対する刑の執行
⑨	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(＊3)
⑩	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑪	核燃料物質(＊4)もしくは核燃料物質(＊4)によって汚染された物(＊5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑫	⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑬	⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(＊1) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(＊2) 運転する地における法令によるものをいいます。
(＊3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(＊4) 使用済燃料を含みます。
(＊5) 原子核分裂生成物を含みます。

第６条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第４条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡した日における払込保険料累計額の５倍相当額を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
(2) 第36条（死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が２名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
(3) 第36条(8)の死亡保険金受取人が２名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
(4) (1)の払込保険料累計額は、この保険契約の保険料として当会社に払い込まれた金額(＊1)の合計額をいいます。なお、保険期間の中途において、当会社が返れい金を支払った場合は、その返れい金に対する保険料相当額を減額します。
(5) (1)の死亡保険金が支払われる場合において、第４条（保険金を支払う場合）の死亡した日の後に下表のいずれかに該当するときには、その保険料相当額を被保険者の法定相続人に払いもどします。

①	保険料に相当する金額が賃金から控除され当会社に払い込まれたとき。
②	保険料に相当する金額が払込代行契約に基づき事務代行団体を通じて当会社に払い込まれたとき。
③	第14条（財産形成給付金または財産形成基金給付金による保険料の払込み）の保険料の払込みがあったとき。

④	第16条（事業主による貯蓄金の管理が中止された場合の返還貯蓄金による保険料の払込み）の保険料の払込みがあったとき。

（＊1）当会社に払い込まれていない場合であっても、事故の生じた時に既に保険料に相当する金額が賃金から控除され、その後当会社に払い込まれた場合には、その額を含みます。

第７条（重度後遺障害保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第４条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表１に掲げる重度後遺障害が生じた場合は、事故の生じた時における払込保険料累計額の５倍相当額を重度後遺障害保険金として被保険者に支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき別表１に掲げる重度後遺障害を認定したときに、(1)のとおり算出した額を重度後遺障害保険金として支払います。

(3) 被保険者が第４条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害の影響により、別表１に掲げる重度後遺障害が生じた場合も、(1)の重度後遺障害に含むものとします。

(4) (1)の重度後遺障害保険金が支払われる場合において、第４条の事故が生じた後に下表のいずれかに該当するときには、重度後遺障害保険金を支払う時にその保険料相当額を保険契約者に払いもどします。

①	保険料に相当する金額が賃金から控除され当会社に払い込まれたとき。
②	保険料に相当する金額が払込代行契約に基づき事務代行団体を通じて当会社に払い込まれたとき。
③	第14条（財産形成給付金または財産形成基金給付金による保険料の払込み）の保険料の払込みがあったとき。
④	第16条（事業主による貯蓄金の管理が中止された場合の返還貯蓄金による保険料の払込み）の保険料の払込みがあったとき。

第８条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第４条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。この場合において、行方不明となった日または遭難した日の後に下表のいずれかに該当するときには、その保険料相当額を被保険者の法定相続人に払いもどします。

①	保険料に相当する金額が賃金から控除され当会社に払い込まれたとき。
②	保険料に相当する金額が払込代行契約に基づき事務代行団体を通じて当会社に払い込まれたとき。
③	第14条（財産形成給付金または財産形成基金給付金による保険料の払込み）の保険料の払込みがあったとき。
④	第16条（事業主による貯蓄金の管理が中止された場合の返還貯蓄金による保険料の払込み）の保険料の払込みがあったとき。

第９条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が第４条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発

生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、保険金を支払いません。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第４条の傷害が重大となった場合は、保険金を支払いません。

第３章　基本条項

第10条（保険責任の始期日および満了日）

(1) この保険契約の始期日は、第３条（契約基準日）(1)の表に規定するいずれかの日となります。

(2) この保険契約の満了日は、第３条に規定する契約基準日から起算して３年以上経過した日（＊1)で、保険契約者が満期返れい金の支払を受けようとして、あらかじめ、第43条（満期返れい金の支払）(6)の書類により指定した日とします。

(3) 当会社の保険責任は、始期日の午後４時に始まり、満了日の午後４時に終わります。

(4) (3)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（＊1）第15条（転職等の場合の従前の財形貯蓄契約の残高による保険料の払込み）の保険料の払込みがあった場合または他の財形貯蓄取扱機関の業務停止等に伴い第17条（他の財形貯蓄取扱機関との財形貯蓄契約の残高による保険料の払込み）の保険料の払込みがあった場合には、従前の財形貯蓄契約の契約基準日に相当する日から起算して３年以上経過した日とします。

第11条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(2)に規定する事実がなくなった場合
②	当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(＊1)
③	保険契約者または被保険者が、第４条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項について、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
④	当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または保険契約締結時から５年を経過した場合

(4) (2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第25条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。

（＊1）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その事実を当会社に通知しなければなりません。

第13条（保険料の定期払込）

(1) 保険契約者は、保険期間中、定期に保険料を払い込まなければなりません（＊1)。

(2) 保険料の定期払込は、事業主が、その保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除し、保険契約者に代わって、その金額をこの保険契約の保険料として払い込むことまたは事務代行団体がその保険料に相当する金額を払い込むことによって行うものとし、第14条（財産形成給付金または財産形成基金給付金による保険料の払込み）、第15条（転職等の場合の従前の財形貯蓄契約の残高による保険料の払込み）、第16条（事業主による貯蓄金の管理が中止された場合の返還貯蓄金による保険料の払込み）および第17条（他の財形貯蓄取扱機関との財形貯蓄契約の残高による保険料の払込み）の保険料の払込みを含みません。

(3) (2)に規定する定期払込保険料に相当する金額は、事務取扱協定に基づいてその事業主または事務代行団体から当会社または当会社の指定した場所に払い込まれた時に、この保険契約の保険料として当会社に払い込まれたものとします。

(4) 保険料の定期払込の方法は、下表のいずれかの方法とし、保険契約者は、保険契約締結に際しこれらの方法のいずれかを選択するものとします。

①	毎月払
②	毎賞与時払
③	毎月払および毎賞与時払の併用払

（＊1）この場合の払込みを、以下「定期払込」といいます。

第14条（財産形成給付金または財産形成基金給付金による保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、財産形成給付金または財産形成基金給付金によって保険料の払込みを行うことができます。

(2) (1)の保険料の払込みは、下表に規定するところにより行うものとします。

①	当会社が財形法および同法施行令に規定する財産形成給付金もしくは財産形成基金給付金の一括支払機関に指定されている場合または当会社のみが同法施行令に規定する給付金支払機関である場合	保険契約者が事業主を通じて行う申出により、財産形成給付金または財産形成基金給付金を保険料に振り替えることによって行うものとします。
②	①以外の場合	財形法施行令に規定する給付金支払機関が、事業主を通じて保険契約者が行う申出に基づき、保険契約者に代わって行うものとします。

(3) (1)の財産形成給付金または財産形成基金給付金は、(2)の表の①の場合にはその振替の時、(2)の表の②の場合には当会社または当会社の指定した場所に払い込まれた時に、この保険契約の保険料として当会社に払い込まれたものとします。

第15条（転職等の場合の従前の財形貯蓄契約の残高による保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、財形法および同法施行令に規定するところにより、転職等により事業主に雇用されることとなった時以前に当会社以外の財形貯蓄取扱機関との間で締結されていた財形貯蓄契約の残高によって保険料の払込みを行うことができます。

(2) (1)の保険料の払込みは、この保険契約の第１回定期払込保険料に相当する金額が保険契約者に支払う賃金から控除される日または財形法に規定する払込代行契約に基づき事務代行団体を通じて当会社に払い込まれる日以前に財形法および同法施行令に規定するところにより行うものとします。

第16条（事業主による貯蓄金の管理が中止された場合の返還貯蓄金による保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、返還貯蓄金（＊1）によって保険料の払込みを行うことができます。

(2) (1)の保険料の払込みは、事業主または事務代行団体が、その返還貯蓄金(＊1)を、保険契約者の申出に基づき、保険契約者に代わってこの保険契約の保険料として払い込むことにより行うものとします。

(3) (1)の保険料に相当する金額は、その事業主または事務代行団体から当会社または当会社の指定した場所に払い込まれた時に、この保険契約の保険料として当会社に払い込まれたものとします。

(＊1) 財形法および同法施行令に規定するところにより、保険契約者を雇用する事業主がその委託を受けて行う保険契約者の貯蓄金の管理であって厚生労働省令で定めるところにより行われるものが中止された場合に保険契約者に返還される貯蓄金のことをいいます。

第17条（他の財形貯蓄取扱機関との財形貯蓄契約の残高による保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、財形法および同法施行令に規定するところにより、当会社以外の財形貯蓄取扱機関との間で締結されていた財形貯蓄契約の残高によって保険料の払込みを行うことができます。

(2) (1)の保険料の払込みは、この保険契約の第１回定期払込保険料に相当する金額が保険契約者に支払う賃金から控除される日または払込代行契約に基づき事務代行団体を通じて当会社に払い込まれる日以前に財形法および同法施行令に規定するところにより行うものとします。

第18条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、保険契約は無効とします。

第19条（保険契約の失効）

(1) 保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

(2) 第７条(重度後遺障害保険金の支払)(1)の重度後遺障害保険金が支払われた場合は、この保険契約は、重度後遺障害保険金支払の原因となった事故が生じた日に効力を失います。

第20条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第21条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第22条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

①	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②	被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③	保険契約者または被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、次のいずれかに該当すること。 ｱ.反社会的勢力(＊1)に該当すると認められること。 ｲ.反社会的勢力(＊1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。 ｳ.反社会的勢力(＊1)を不当に利用していると認められること。 ｴ.法人である場合において、反社会的勢力(＊1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 ｵ.その他反社会的勢力(＊1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④	他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤	①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) (1)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第25条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の表の①から⑤までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害に対しては、当会社は、保険金(＊2)を支払いません。この場合において、既に保険金(＊2)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(＊1) 暴力団、暴力団員(＊3)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(＊2) 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が(1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

(＊3) 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。

第23条（保険契約の解除－保険料の定期払込がない場合）

保険料の定期払込がなされないままで、最後に保険料の定期払込がなされた日から起算して２年を経過した場合には、この保険契約は、最後に保険料の定期払込がなされた日から起算して２年を経過した日に保険契約者によって解除されたものとみなします。ただし、保険契約者が、日本国外にある事務所、事業所その他これらに準じるものに勤務している場合または当会社が特に認めた場合は、当会社が定めるところによります。

第24条（保険契約の解除－退職、転任その他の理由による場合）

(1) 退職、転任その他の理由（＊1）によって保険契約者が、その勤務先に係る勤労者の資格を欠き、退職等が生じた日から起算して２年を経過した場合には、この保険契約は、退職等が生じた日から起算して２年を経過した日に保険契約者によって解除されたものとみなします。ただし、その退職等が生じた日から起算して２年以内に、当会社と事務取扱協定を締結している事業主によって支払われる賃金からの控除の方法により保険料が払い込まれた場合または当会社と事務取扱協定を締結している事務代行団体を通じて保険料が払い込まれた場合を除きます。

(2) 払込代行契約の締結の日から起算して２年を経過した場合には、この保険契約は、その締結日から起算して２年を経過した日に保険契約者によって解除されたものとみなします。ただし、その締結日から起算して２年以内に、当会社と事務取扱協定を締結している事業主によって支払われる賃金からの控除の方法により保険料が払い込まれた場合またはこの保険契約の保険料に相当する金額が事業主により保険契約者に支払われる賃金から控除され当会社と事務取扱協定を締結している事務代行団体を通じて払い込まれた場合を除きます。

(＊1) 以下「退職等」といいます。

第25条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第26条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第18条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、この保険契約の払込保険料および経過期間に応じて、計算した別表２の金額を返還します。この場合の経過期間については、第43条（満期返れい金の支払）(3)の規定を準用します。

(3) (2)の規定にかかわらず、第６条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金が支払われた場合または第７条（重度後遺障害保険金の支払）(1)の重度後遺障害保険金が支払われた場合は返れい金は支払いません。ただし、第６条(5)、第７条(4)、または第８条（死亡の推定）の規定に

よる払いもどしについては、支払います。
(4) (2)の返れい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、返れい金支払事由が生じた日または(6)の請求書類が当会社に到着した日のいずれか遅い日の翌日から起算して20日以内に行います。
(5) (4)の規定による返れい金の支払は、当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。
(6) 保険契約者が(2)および第29条（保険料の返還方法－失効、解除の場合）の返れい金の支払を受けようとする場合は、別表３に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
(7) 保険契約者が、提出書類に知っている事実を記載しなかった場合または事実と異なる記載をした場合は、当会社は、事実を記載した書類が提出されるまで返れい金を支払いません。
(8) 第19条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効し返れい金が支払われる場合において、被保険者の法定相続人が２名以上である場合は、第６条（死亡保険金の支払）(2)および第39条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）の規定を準用します。

第27条（保険料の返還－取消しの場合）

第20条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第28条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 保険契約が解除された場合は、当会社は、この保険契約の払込保険料および経過期間に応じて計算した別表２の金額を返還します。この場合の経過期間については、第43条（満期返れい金の支払）(3)の規定を準用します。
(2) (1)および第29条（保険料の返還方法－失効、解除の場合）のいずれかの規定により返れい金を支払う場合には、第26条（保険料の返還－無効または失効の場合）(4)から(8)までの規定を適用します。

第29条（保険料の返還方法－失効、解除の場合）

第26条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)および第28条（保険料の返還－解除の場合）(1)の場合において、下表のいずれかに該当するときは、当会社は、新たな財形貯蓄契約(＊1)の財形貯蓄取扱機関に払い込む方法によって、保険契約者に返れい金を支払います。

①	保険契約者が、退職等の後他の事業主に雇用され、財形法および同法施行令に規定するところにより、新契約の財形貯蓄取扱機関に返れい金を払い込むことを申し出たとき。
②	保険契約者が、財形法および同法施行令に規定するところにより預替え等を行う場合に、新契約の財形貯蓄取扱機関に返れい金を払い込むことを申し出たとき。

（＊1）当会社以外の財形貯蓄取扱機関との間で締結される契約に限ります。以下「新契約」といいます。

第30条（事故の通知）

(1) 被保険者が第４条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)

の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第31条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、下表の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

①	死亡保険金については、被保険者が死亡した時
②	重度後遺障害保険金については、被保険者に重度後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表４に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者(＊1)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(＊1)または②以外の３親等内の親族

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(＊1) 法律上の配偶者に限ります。

第32条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日(＊1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容

④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

(2) (1)の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(＊1)からその日を含めて下表に掲げる日数(＊2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

①	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(＊3)　180日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会　90日
③	(1)の表の③の事項のうち、重度後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会　120日
④	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から④までの事項の確認のための調査　60日
⑤	(1)の表の①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査　180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(＊4)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(＊1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第31条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(＊2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(＊3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(＊4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第33条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、第30条（事故の通知）の規定による通知または第31条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案(＊1)のために必要とした費用(＊2)は、当会社が負担します。

(＊1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(＊2) 収入の喪失を含みません。

第34条（時効）

保険金請求権は、第31条（保険金の請求)(1)に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第35条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第36条（死亡保険金受取人の変更）

(1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

(3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その事実を当会社に通知しなければなりません。

(4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

(6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその事実を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

(7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

(8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(＊1)を死亡保険金受取人とします。

(9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

(＊1) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第37条（契約内容の変更）

(1) 当会社は、財形法その他法令の改正または金融経済情勢を反映した市中金利の変動により特に必要があると認めた場合は、この約款の規定または保険料もしくは積立金額等の計算の基礎を将来に向かって、変更することがあります。

(2) (1)の規定により積立金額等の計算の基礎を変更した場合、変更月以降は既に当会社に払い込まれた保険料を含めて変更後の積立金額等の計算の基礎に基づき運用するものとします。

(3) (1)の変更をする場合には、変更する日の30日前までに保険契約者に通知するものとします。

(4) (3)の通知を、事業主または事務代行団体を通じて行うことがあります。

第38条（保険契約者の変更）

保険契約締結の後、保険契約者は、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることはできません。

第39条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が２名以上である場合は、当会社は、代表者１名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の１名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が２名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第40条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が２名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第41条（保険法に定める保険契約締結時に交付する書面の省略）

当会社は、この保険契約の締結の際に保険契約者に対して保険法に定める保険契約締結時の書

面は交付しません。

第42条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第43条（満期返れい金の支払）

(1) 当会社は、保険期間が満了した場合には、この約款に従い満期返れい金を保険契約者に支払います。

(2) 満期返れい金として当会社が支払う額は、保険期間満了日におけるこの保険契約の払込保険料および経過期間に応じて、積み立てた別表5の金額とします。

(3) (2)の経過期間は、保険期間の月数をもって計算することとし、１カ月未満の端数は１カ月とします。

(4) 満期返れい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、保険期間が満了した日（＊1）の翌日から起算して20日以内に行います。

(5) (4)の規定による満期返れい金の支払は、当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。

(6) 保険契約者が満期返れい金の支払を受けようとする場合は、別表３に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(7) 保険契約者が、提出書類に知っている事実を記載しなかった場合または事実と異なる記載をした場合は、当会社は、事実を記載した書類が提出されるまで満期返れい金を支払いません。

(8) 満期返れい金請求権は、保険期間満了日の翌日から起算して３年を経過した時に消滅します。

（＊1）(6)の満期返れい金の請求書類が当会社に到着するのが保険期間が満了した日以後となる場合には、その書類が到着した日とします。

第44条（契約者配当）

(1) 当会社は、毎事業年度末において積立保険料の運用益が予定利率に基づく運用益を超えた場合、その超えた部分の運用益のうち、契約基準日からの経過月数に応じて計算された金額を契約者配当準備金として積み立てます。

(2) 当会社は、(1)の契約者配当準備金を、次の事業年度における保険期間の始期応当日に有効な保険契約に対して、契約基準日からの経過月数に応じて計算しその応当日から積み立てておき、契約者配当金として支払います。

(3) 契約者配当金は、下表のとおり支払います。

①	第６条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払う場合	死亡保険金を支払う時に被保険者の法定相続人に支払います。
②	第７条（重度後遺障害保険金の支払）(1)の重度後遺障害保険金を支払う場合	重度後遺障害保険金を支払う時に保険契約者に支払います。
③	第43条（満期返れい金の支払）(1)の満期返れい金を支払う場合	満期返れい金を支払う時に保険契約者に支払います。
④	第26条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)の返れい金を支払う場合	返れい金を支払う時に被保険者の法定相続人に支払います。
⑤	第28条（保険料の返還－解除の場合）(1)の返れい金を支払う場合	返れい金を支払う時に保険契約者に支払います。

(4) (3)の規定にかかわらず、保険契約が無効または取消しとなる場合には、当会社は、契約者配当金を支払いません。

(5) 契約者配当金の請求方法等については、第43条（満期返れい金の支払）(4)から(7)までの規定を準用します。

(6) 契約者配当金請求権は、支払事由が生じた日の翌日から起算して３年を経過した時に消滅し

ます。

第45条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表１（第７条（重度後遺障害保険金の支払）関係）

重度後遺障害表

１．両眼が失明した場合
２．咀しゃくまたは言語の機能を全く廃した場合
３．神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とする場合
４．胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とする場合
５．両上肢をひじ関節以上で失った場合または両上肢の用を全く廃した場合
６．両下肢をひざ関節以上で失った場合または両下肢の用を全く廃した場合
７．１上肢をひじ関節以上で失いかつ１下肢をひざ関節以上で失ったかまたはその用を全く廃した場合
８．１上肢の用を全く廃し、かつ、１下肢をひざ関節以上で失った場合
（注）５．から８．までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表２（第26条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)、第28条（保険料の返還－解除の場合）(1)関係）

解除等の場合の返れい金額例表

保険料を毎月1,000円ずつ払い込んだ場合

保険料払込年数	返れい金額
1　年	11,989 円
2	23,977
3	35,988
4	48,023
5	60,082
7	84,271
10	120,736
15	182,003

注　上記保険料払込年数以外の場合には、上記保険料払込年数に準じて、経過期間によって計算した額を返れいします。

別表３（第26条（保険料の返還－無効または失効の場合）、第28条（保険料の返還－解除の場合）、第43条（満期返れい金の支払）、第44条（契約者配当）関係）

無効・失効・解除の場合の返れい金および満期返れい金等の請求書類

①　当会社所定の請求書
②　保険契約者の印鑑証明書

別表４（第31条（保険金の請求）関係）

保険金請求書類

提出書類 ＼ 保険金種類	死亡	重度後遺障害
１．保険金請求書	○	○
２．当会社の定める傷害状況報告書	○	○
３．公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○
４．死亡診断書または死体検案書	○	
５．重度後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書		○
６．死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	○	
７．被保険者の印鑑証明書		○
８．被保険者の戸籍謄本	○	
９．法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	○	
10．委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○
11．その他当会社が第32条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	○	○

注　保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

別表５　第43条（満期返れい金の支払）(2)関係

満期返れい金積立金額例表

保険料を毎月1,000円ずつ払い込んだ場合

保険料払込年数	積　立　金　額
3　年	35,988 円
4	48,023
5	60,082
7	84,271
10	120,736
15	182,003

注　上記保険料払込年数以外の場合には、上記保険料払込年数に準じて、経過期間によって計算した額を返れいします。

財形住宅傷害保険普通保険約款

第１章　用語の定義条項

第１条（用語の定義）

この約款において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
育児休業等	租税特別措置法施行令に規定する育児休業等をいいます。
育児休業等の開始の日	租税特別措置法施行令に規定する育児休業等の開始の日をいいます。
育児休業等の終了の日	租税特別措置法施行令に規定する育児休業等の終了の日をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（＊1） （＊1）他の保険契約等に関する事項を含みます。
財形住宅貯蓄契約	財形法に基づく勤労者財産形成住宅貯蓄契約をいいます。
財形法	勤労者財産形成促進法をいいます。
財産形成基金給付金	財形法および同法施行令に規定する勤労者財産形成基金契約に基づき支払われるべき財産形成基金給付金をいいます。
財産形成給付金	財形法および同法施行令に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づき支払われるべき財産形成給付金をいいます。
事業主	保険契約者を雇用している事業主をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
事務代行団体	財形法に規定する事務代行団体をいいます。
事務取扱協定	事業主または事務代行団体と当会社との間で締結されたこの保険契約に関する協定をいいます。
重度後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損で、別表１に掲げるものをいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師(＊1)が必要であると認め、医師(＊1)が行う治療をいいます。 （＊1）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。

用語	定義
賃金	財形法に規定する賃金をいいます。
払込代行契約	財形法に規定する払込代行契約をいいます。
保険金	死亡保険金または重度後遺障害保険金をいいます。

第２条（保険契約者および被保険者の範囲）

この保険契約の保険契約者となる者は、財形法に定める勤労者で、被保険者は契約者本人に限ります。

第３条（契約基準日）

(1) 契約基準日は、下表のいずれかの日で定めます。

① 事業主がこの保険契約の保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から最初に控除した日
② 第14条（財産形成給付金または財産形成基金給付金による保険料の払込み）の保険料のうち第１回保険料の払込みがあった場合には、その払込日
③ 第15条（転職等の場合の従前の財形住宅貯蓄契約の残高による保険料の払込み）の保険料の払込みがあった場合には、その払込日
④ 第16条（他の財形住宅貯蓄取扱機関との財形住宅貯蓄契約の残高による保険料の払込み）の保険料の払込みがあった場合には、その払込日

(2) (1)の規定にかかわらず、事業主または事務代行団体が当会社と協議することにより、「この保険契約の保険料に相当する金額が事業主により保険契約者に支払われる賃金から控除され、事務代行団体を通じて当会社に最初に払い込まれた日」等、(1)以外の日を契約基準日とすることができます。

第２章　補償条項

第４条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故(＊1)によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。

(2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(＊2)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(＊1) 以下「事故」といいます。

(＊2) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第５条（保険金を支払わない場合）

当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
②	保険金を受け取るべき者(＊1)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④	被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 ｱ. 法令に定められた運転資格(＊2)を持たないで自動車等を運転している間 ｲ. 道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ｳ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
⑤	被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
⑥	被保険者の妊娠、出産、早産または流産
⑦	被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
⑧	被保険者に対する刑の執行
⑨	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(＊3)
⑩	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑪	核燃料物質(＊4)もしくは核燃料物質(＊4)によって汚染された物(＊5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑫	⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑬	⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(＊1) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(＊2) 運転する地における法令によるものをいいます。
(＊3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(＊4) 使用済燃料を含みます。
(＊5) 原子核分裂生成物を含みます。

第６条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第４条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡した日における払込保険料累計額の５倍相当額を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
(2) 第37条（死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が２名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
(3) 第37条(8)の死亡保険金受取人が２名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
(4) (1)の払込保険料累計額は、この保険契約の保険料として当会社に払い込まれた金額(＊1)の合計額をいいます。なお、保険期間の中途において、当会社が返れい金を支払った場合は、その返れい金に対する保険料相当額を減額します。
(5) (1)の死亡保険金が支払われる場合において、第４条（保険金を支払う場合）の死亡した日の後に下表のいずれかに該当するときには、その保険料相当額を被保険者の法定相続人に払いもどします。

①	保険料に相当する金額が賃金から控除され当会社に払い込まれたとき。
②	第14条（財産形成給付金または財産形成基金給付金による保険料の払込み）の保険料の払込みがあったとき。

（＊1）当会社に払い込まれていない場合であっても、事故の生じた時に既に保険料に相当する金額が賃金から控除され、その後当会社に払い込まれた場合には、その額を含みます。

第７条（重度後遺障害保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第４条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表１に掲げる重度後遺障害が生じた場合は、事故の生じた時における払込保険料累計額の５倍相当額を重度後遺障害保険金として被保険者に支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき別表１に掲げる重度後遺障害を認定したときに、(1)のとおり算出した額を重度後遺障害保険金として支払います。

(3) 被保険者が第４条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害の影響により、別表１に掲げる重度後遺障害が生じた場合も、(1)の重度後遺障害に含むものとします。

(4) (1)の重度後遺障害保険金が支払われる場合において、第４条の事故が生じた後に下表のいずれかに該当するときには、重度後遺障害保険金を支払う時にその保険料相当額を保険契約者に払いもどします。

①	保険料に相当する金額が賃金から控除され当会社に払い込まれたとき。
②	第14条（財産形成給付金または財産形成基金給付金による保険料の払込み）の保険料の払込みがあったとき。

第８条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第４条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。この場合において、行方不明となった日または遭難した日の後に下表のいずれかに該当するときには、その保険料相当額を被保険者の法定相続人に払いもどします。

①	保険料に相当する金額が賃金から控除され当会社に払い込まれたとき。
②	第14条（財産形成給付金または財産形成基金給付金による保険料の払込み）の保険料の払込みがあったとき。

第９条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が第４条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、保険金を支払いません。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第４条の傷害が重大となった場合は、保険金を支払いません。

第３章　基本条項

第10条（保険責任の始期日および満了日）

(1) この保険契約の始期日は、第３条（契約基準日）(1)の表に規定するいずれかの日となります。

(2) この保険契約の満了日は、第３条に規定する契約基準日から起算して５年以上経過した日（＊1)で、保険契約者が満期返れい金の支払を受けようとして、あらかじめ、第44条（満期返れい金の支払）(6)の書類により指定した日とします。
(3) (2)にかかわらず、保険契約者が、下表の規定により、契約基準日（＊2）から起算して５年未満の日を保険期間満了日として指定した場合には、その指定日をもって保険期間は満了します。

①	持家の取得等をした場合は、その日から起算して１年以内の日を保険期間満了日とします。
②	既にその持家の取得等に係る持家取得等費用返れい金の支払を受けていた場合は、その支払の日から起算して２年以内の日を保険期間満了日とします。

(4) 当会社の保険責任は、始期日の午後４時に始まり、満了日の午後４時に終わります。
(5) (4)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
（＊1）第15条（転職等の場合の従前の財形住宅貯蓄契約の残高による保険料の払込み）の保険料の払込みがあった場合または第16条（他の財形住宅貯蓄取扱機関との財形住宅貯蓄契約の残高による保険料の払込み）の保険料の払込みがあった場合には、従前の財形住宅貯蓄契約の契約基準日に相当する日から起算して５年以上経過した日とします。
（＊2）第15条（転職等の場合の従前の財形住宅貯蓄契約の残高による保険料の払込み）の保険料の払込みがあった場合または第16条（他の財形住宅貯蓄取扱機関との財形住宅貯蓄契約の残高による保険料の払込み）の保険料の払込みがあった場合には、従前の財形住宅貯蓄契約の契約基準日に相当する日とします。

第11条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(3) (2)の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(2)に規定する事実がなくなった場合
②	当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(＊1)
③	保険契約者または被保険者が、第４条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項について、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
④	当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または保険契約締結時から５年を経過した場合

(4) (2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第26条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。
（＊1）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その事実を当会社に通知しなければなりません。

第13条（保険料の定期払込）

(1) 保険契約者は、保険期間中、定期に保険料を払い込まなければなりません（＊1）。ただし、租税特別措置法施行令に規定する国外勤務期間内または育児休業等期間内は、保険料の払込みはできません。

(2) 保険料の定期払込は、事業主が、その保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除し、保険契約者に代わって、その金額をこの保険契約の保険料として払い込むことまたは事務代行団体がその保険料に相当する金額を払い込むことによって行うものとし、第14条（財産形成給付金または財産形成基金給付金による保険料の払込み）、第15条（転職等の場合の従前の財形住宅貯蓄契約の残高による保険料の払込み）および第16条（他の財形住宅貯蓄取扱機関との財形住宅貯蓄契約の残高による保険料の払込み）の保険料の払込みを含みません。

(3) (2)に規定する定期払込保険料に相当する金額は、事務取扱協定に基づいてその事業主または事務代行団体から当会社または当会社の指定した場所に払い込まれた時に、この保険契約の保険料として当会社に払い込まれたものとします。

(4) 保険料の定期払込の方法は、下表のいずれかの方法とし、保険契約者は、保険契約締結に際しこれらの方法のいずれかを選択するものとします。

①	毎月払
②	毎賞与時払
③	毎月払および毎賞与時払の併用払

（＊1）この場合の払込みを、以下「定期払込」といいます。

第14条（財産形成給付金または財産形成基金給付金による保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、財産形成給付金または財産形成基金給付金によって保険料の払込みを行うことができます。

(2) (1)の保険料の払込みは、下表に規定するところにより行うものとします。

①	当会社が財形法および同法施行令に規定する財産形成給付金もしくは財産形成基金給付金の一括支払機関に指定されている場合または当会社のみが同法施行令に規定する給付金支払機関である場合	保険契約者が事業主を通じて行う申出により、財産形成給付金または財産形成基金給付金を保険料に振り替えることによって行うものとします。
②	①以外の場合	財形法施行令に規定する給付金支払機関が、事業主を通じて保険契約者が行う申出に基づき、保険契約者に代わって行うものとします。

(3) (1)の財産形成給付金または財産形成基金給付金は、(2)の表の①の場合にはその振替の時、(2)の表の②の場合には当会社または当会社の指定した場所に払い込まれた時に、この保険契約の保険料として当会社に払い込まれたものとします。

第15条（転職等の場合の従前の財形住宅貯蓄契約の残高による保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、財形法および同法施行令に規定するところにより、転職等により事業主に雇用されることとなった時以前に当会社以外の財形住宅貯蓄取扱機関との間で締結されていた財形住宅貯蓄契約の残高によって保険料の払込みを行うことができます。

(2) (1)の保険料の払込みは、この保険契約の第１回定期払込保険料に相当する金額が保険契約者に支払う賃金から控除される日以前に財形法および同法施行令に規定するところにより行う

ものとします。

第16条（他の財形住宅貯蓄取扱機関との財形住宅貯蓄契約の残高による保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、財形法および同法施行令に規定するところにより、当会社以外の財形住宅貯蓄取扱機関との間で締結されていた財形住宅貯蓄契約の残高によって保険料の払込みを行うことができます。

(2) (1)の保険料の払込みは、この保険契約の第１回定期払込保険料に相当する金額が保険契約者に支払う賃金から控除される日以前に財形法および同法施行令に規定するところにより行うものとします。

第17条（払込保険料累計額の制限）

この保険契約について払い込まれた保険料の累計額は、財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された最高限度額（＊1）の範囲内でなければなりません。

（＊1）保険契約者が最高限度額を変更した場合には、変更後の最高限度額とします。

第18条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、保険契約は無効とします。

第19条（保険契約の失効）

(1) 保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

(2) 第７条(重度後遺障害保険金の支払)(1)の重度後遺障害保険金が支払われた場合は、この保険契約は、重度後遺障害保険金支払の原因となった事故が生じた日に効力を失います。

第20条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第21条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第22条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

①	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②	被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③	保険契約者または被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、次のいずれかに該当すること。 ｱ.反社会的勢力(＊1)に該当すると認められること。 ｲ.反社会的勢力(＊1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。 ｳ.反社会的勢力(＊1)を不当に利用していると認められること。 ｴ.法人である場合において、反社会的勢力(＊1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 ｵ.その他反社会的勢力(＊1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④	他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤	①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) (1)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第26条（保険契約解除の効力）(2)の規定にかかわらず、(1)の表の①から⑤までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害に対しては、当会社は、保険金(＊2)を支払いません。この場合において、既に保険金(＊2)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(＊1) 暴力団、暴力団員(＊3) 、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(＊2) 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が(1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

(＊3) 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。

第23条（保険契約の解除－保険料の定期払込がない場合）

(1) 保険料の定期払込がなされないままで、最後に保険料の定期払込がなされた日から起算して２年を経過した場合には、この保険契約は、最後に保険料の定期払込がなされた日から起算して２年を経過した日に保険契約者によって解除されたものとみなします。

(2) (1)の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、当会社が定めるところによります。

① 保険契約者が、租税特別措置法施行令に規定する海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書を出国する日までに提出した場合

② 保険契約者が、租税特別措置法施行令に規定する育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書を育児休業等の開始の日までに提出した場合

第24条（保険契約の解除－持家の取得等を証する書類の提出がない場合）

第45条（持家取得等費用返れい金の支払）(8)の書類の提出が行われなかった場合には、この保険契約はその持家取得等費用返れい金の支払日から起算して２年を経過した日に保険契約者によって解除されたものとみなします。

第25条（保険契約の解除－不適格事由等の発生の場合）

(1) 退職、転任その他の理由によって保険契約者に不適格事由（＊1）が生じ、その事由が生じた日から起算して２年を経過した場合には、この保険契約は、その事由が生じた日から起算して２年を経過した日に保険契約者によって解除されたものとみなします。ただし、不適格事由が生じた日から起算して２年以内に、当会社と事務取扱協定を締結している事業主によって支払われる賃金からの控除の方法により保険料が払い込まれた場合または当会社と事務取扱協定を締結している事務代行団体を通じて保険料が払い込まれた場合を除きます。

(2) 海外転勤によって保険契約者に継続適用不適格事由（＊2）が生じ、その事由が生じた日から起算して１年を経過した場合には、この保険契約は、その事由が生じた日から起算して１年を経過した日に保険契約者によって解除されたものとみなします。

(3) 育児休業等の終了の日後、租税特別措置法施行令に規定する再開日に払込みを行うべき保険料の払い込みがなかった場合には、この保険契約は、育児休業等の終了の日の翌日に保険契約者によって解除されたものとみなします。

(＊1) 租税特別措置法施行令に規定する不適格事由をいいます。以下同様とします。

(＊2) 租税特別措置法施行令に規定する継続適用不適格事由をいいます。

第26条（保険契約解除の効力）

(1) 保険契約の解除は、第45条（持家取得等費用返れい金の支払）の持家取得等費用返れい金の支払の場合を除き、保険契約の全部についてその効力を生じ、保険契約の一部についてのみ解除することはできないものとします。

(2) 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第27条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第18条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、この保険契約の払込保険料および経過期間に応じて、計算した別表２の金額を返還します。この場合の経過期間については、第44条（満期返れい金の支払）(3)の規定を準用します。

(3) (2)の規定にかかわらず、第６条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金が支払われた場合または第７条（重度後遺障害保険金の支払）(1)の重度後遺障害保険金が支払われた場合は返れい金は支払いません。ただし、第６条（死亡保険金の支払）(5)、第７条（重度後遺障害保険金の支払）(4)または第８条（死亡の推定）の規定による払いもどしについては、支払います。

(4) (2)の返れい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、返れい金支払事由が生じた日または(6)の請求書類が当会社に到着した日のいずれか遅い日の翌日から起算して20日以内に行います。

(5) (4)の規定による返れい金の支払は、当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。

(6) 保険契約者が(2)および第30条（保険料の返還方法－失効、解除の場合）の返れい金の支払を受けようとする場合は、別表３に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(7) 保険契約者が、提出書類に知っている事実を記載しなかった場合または事実と異なる記載をした場合は、当会社は、事実を記載した書類が提出されるまで返れい金を支払いません。

(8) 第19条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効し返れい金が支払われる場合において、被保険者の法定相続人が２名以上である場合は、第６条（死亡保険金の支払）(2)および第40条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）の規定を準用します。

第28条（保険料の返還－取消しの場合）

第20条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第29条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 保険契約が解除された場合は、当会社は、この保険契約の払込保険料および経過期間に応じて計算した別表２の金額を返還します。この場合の経過期間については、第44条（満期返れい金の支払）(3)の規定を準用します。

(2) (1)および第30条（保険料の返還方法－失効、解除の場合）のいずれかの規定により返れい金を支払う場合には、第27条（保険料の返還－無効または失効の場合）(4)から(8)までの規定を適用します。

第30条（保険料の返還方法－失効、解除の場合）

第27条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)および第29条（保険料の返還－解除の場合）(1)の場合において、下表のいずれかに該当するときは、当会社は、新たな財形住宅貯蓄契約(＊1)の財形住宅貯蓄取扱機関に払い込む方法によって、保険契約者に返れい金を支払います。

①	保険契約者が、不適格事由が生じた後他の事業主に雇用され、財形法および同法施行令に規定するところにより、新契約の財形住宅貯蓄取扱機関に返れい金を払い込むことを申し出たとき。
②	保険契約者が、財形法および同法施行令に規定するところにより預替え等を行う場合に、新契約の財形住宅貯蓄取扱機関に返れい金を払い込むことを申し出たとき。

（＊1）当会社以外の財形住宅貯蓄取扱機関との間で締結される契約に限ります。以下「新契約」といいます。

第31条（事故の通知）

(1) 被保険者が第４条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者ま

たは保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第32条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、下表の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

①	死亡保険金については、被保険者が死亡した時
②	重度後遺障害保険金については、被保険者に重度後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表４に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者(＊1)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(＊1)または②以外の３親等内の親族

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(＊1) 法律上の配偶者に限ります。

第33条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日(＊1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

(2) (1)の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(＊1)からその日を含めて下表に掲げる日数(＊2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

①	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(＊3)　180日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会　90日
③	(1)の表の③の事項のうち、重度後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会　120日
④	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から④までの事項の確認のための調査　60日
⑤	(1)の表の①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査　180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(＊4)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(＊1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第32条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(＊2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(＊3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(＊4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第34条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、第31条（事故の通知）の規定による通知または第32条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案(＊1)のために必要とした費用(＊2)は、当会社が負担します。

（＊1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
（＊2）収入の喪失を含みません。

第35条（時効）

保険金請求権は、第32条（保険金の請求）(1)に規定する時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第36条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第37条（死亡保険金受取人の変更）

(1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
(2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
(3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その事実を当会社に通知しなければなりません。
(4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
(5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
(6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその事実を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
(7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
(8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（＊1）を死亡保険金受取人とします。
(9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

（＊1）法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第38条（契約内容の変更）

(1) 当会社は、財形法その他法令の改正または金融経済情勢を反映した市中金利の変動により特に必要があると認めた場合は、この約款の規定または保険料もしくは積立金額等の計算の基礎を将来に向かって、変更することがあります。
(2) (1)の規定により積立金額等の計算の基礎を変更した場合、変更月以降は既に当会社に払い込まれた保険料を含めて変更後の積立金額等の計算の基礎に基づき運用するものとします。
(3) (1)の変更をする場合には、変更する日の30日前までに保険契約者に通知するものとします。
(4) (3)の通知を、事業主または事務代行団体を通じて行うことがあります。

第39条（保険契約者の変更）

保険契約締結の後、保険契約者は、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることはできません。

第40条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が２名以上である場合は、当会社は、代表者１名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または

死亡保険金受取人の中の１名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が２名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第41条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が２名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第42条（保険法に定める保険契約締結時に交付する書面の省略）

当会社は、この保険契約の締結の際に保険契約者に対して保険法に定める保険契約締結時の書面は交付しません。

第43条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第44条（満期返れい金の支払）

(1) 当会社は、保険期間が満了した場合には、持家の取得等の費用として、この約款に従い満期返れい金を保険契約者に支払います。

(2) 満期返れい金として当会社が支払う額は、保険期間満了日におけるこの保険契約の払込保険料および経過期間に応じて、積み立てた別表５の金額とします。

(3) (2)の経過期間は、保険期間の月数をもって計算することとし、１カ月未満の端数は１カ月とします。

(4) 満期返れい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、保険期間が満了した日(＊1)の翌日から起算して20日以内に行います。

(5) (4)の規定による満期返れい金の支払は、当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。

(6) 保険契約者が満期返れい金の支払を受けようとする場合は、別表３に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(7) 保険契約者が、提出書類に知っている事実を記載しなかった場合または事実と異なる記載をした場合は、当会社は、事実を記載した書類が提出されるまで満期返れい金を支払いません。

(8) 満期返れい金請求権は、保険期間満了日の翌日から起算して３年を経過した時に消滅します。

(＊1) (6)の満期返れい金の請求書類が当会社に到着するのが保険期間が満了した日以後となる場合には、その書類が到着した日とします。

第45条（持家取得等費用返れい金の支払）

(1) 当会社は、保険契約者が持家の取得等のために保険契約の一部の解除を申し出た場合には、この約款に従い持家取得等費用返れい金を支払います。

(2) 持家取得等費用返れい金として当会社が支払う額は、財形法および同法施行令に規定するところによります。

(3) 保険契約者が持家取得等費用返れい金の請求をする場合は、あらかじめ、別表３に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(4) 当会社は、保険契約者から(3)の請求があった場合は、所定の計算を完了した後、遅滞なく、持家取得等費用返れい金を支払います。

(5) (4) の規定による持家取得等費用返れい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行います。

(6) 持家の取得等の日以後に(3)の請求を行う場合には、保険契約者は、その持家の取得等をした日から起算して１年を経過する日までの間においてその請求をしなければなりません。

(7) (6)に規定する請求日は、保険契約者が既にその持家の取得等に係る持家取得等費用返れい金の支払を受けていた場合には、その支払の日から起算して２年以内の日でなければなりません。

(8) 保険契約者は、持家の取得等の日前に(3)の請求を行い、持家取得等費用返れい金の支払を受けた場合には、その支払の日から起算して２年を経過する日またはその持家の取得等の日から起算して１年を経過する日のいずれか早い日までの間に、別表３に掲げる書類のうち当会社

が求めるものを提出しなければなりません。
(9) (4)の規定による持家取得等費用返れい金の支払は、当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。
(10) 保険契約者が、提出書類に知っている事実を記載しなかった場合または事実と異なる記載をした場合は、当会社は、事実を記載した書類が提出されるまで持家取得等費用返れい金を支払いません。
(11) 持家取得等費用返れい金請求権は、支払事由が生じた日の翌日から起算して３年を経過した時に消滅します。

第46条（契約者配当）

(1) 当会社は、毎事業年度末において積立保険料の運用益が予定利率に基づく運用益を超えた場合、その超えた部分の運用益のうち、契約基準日からの経過月数に応じて計算された金額を契約者配当準備金として積み立てます。
(2) 当会社は、(1)の契約者配当準備金を、次の事業年度における保険期間の始期応当日に有効な保険契約に対して、契約基準日からの経過月数に応じて計算しその応当日から積み立てておき、契約者配当金として支払います。
(3) 契約者配当金は、下表のとおり支払います。

①	第６条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払う場合	死亡保険金を支払う時に被保険者の法定相続人に支払います。
②	第７条（重度後遺障害保険金の支払）(1)の重度後遺障害保険金を支払う場合	重度後遺障害保険金を支払う時に保険契約者に支払います。
③	第44条（満期返れい金の支払）(1)の満期返れい金を支払う場合	満期返れい金を支払う時に保険契約者に支払います。
④	第45条（持家取得等費用返れい金の支払）(1)の返れい金を支払う場合	持家取得等費用返れい金を支払う時に保険契約者に支払います。
⑤	第27条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)の返れい金を支払う場合	返れい金を支払う時に被保険者の法定相続人に支払います。
⑥	第29条（保険料の返還－解除の場合）(1)の返れい金を支払う場合	返れい金を支払う時に保険契約者に支払います。

(4) (3)の規定にかかわらず、保険契約が無効または取消しとなる場合には、当会社は、契約者配当金を支払いません。
(5) 契約者配当金の請求方法等については、下表に掲げる規定を準用します。

①	満期返れい金と同時に支払う場合	第44条（満期返れい金の支払）(4)から(7)まで
②	持家取得等費用返れい金と同時に支払う場合	第45条（持家取得等費用返れい金の支払）(3)から(10)まで
③	①および②以外の場合	第27条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)および(4)から(7)まで

(6) 契約者配当金請求権は、支払事由が生じた日の翌日から起算して３年を経過した時に消滅します。

第47条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表１（第７条（重度後遺障害保険金の支払）関係）

重度後遺障害表

１．両眼が失明した場合
２．咀しゃくまたは言語の機能を全く廃した場合
３．神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とする場合
４．胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とする場合
５．両上肢をひじ関節以上で失った場合または両上肢の用を全く廃した場合
６．両下肢をひざ関節以上で失った場合または両下肢の用を全く廃した場合
７．１上肢をひじ関節以上で失いかつ１下肢をひざ関節以上で失ったかまたはその用を全く廃した場合
８．１上肢の用を全く廃し、かつ、１下肢をひざ関節以上で失った場合
（注）５．から８．までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表２（第27条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)、第29条（保険料の返還－解除の場合）(1)関係）

解除等の場合の返れい金額例表

保険料を毎月1,000円ずつ払い込んだ場合

保険料払込年数	返れい金額
1　年	11,989 円
2	23,977
3	35,988
4	48,023
5	60,082
7	84,271
10	120,736
15	182,003

注　上記保険料払込年数以外の場合には、上記保険料払込年数に準じて、経過期間によって計算した額を返れいします。

別表３（第27条（保険料の返還－無効または失効の場合）、第29条（保険料の返還－解除の場合）、第44条（満期返れい金の支払）、第45条（持家取得等費用返れい金の支払）関係）

無効・失効・解除の場合の返れい金、持家取得等費用返れい金および満期返れい金等の請求書類

①　当会社所定の請求書
②　保険契約者の印鑑証明書
③　財形法および同法施行令に規定する書類

別表４（第32条（保険金の請求）関係）

保険金請求書類

提出書類 ＼ 保険金種類	死亡	重度後遺障害
１．保険金請求書	○	○
２．当会社の定める傷害状況報告書	○	○
３．公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○
４．死亡診断書または死体検案書	○	
５．重度後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書		○
６．死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	○	
７．被保険者の印鑑証明書		○
８．被保険者の戸籍謄本	○	
９．法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	○	
10．委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○
11．その他当会社が第33条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	○	○

注　保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

別表５　第44条（満期返れい金の支払）(2)関係

満期返れい金積立金額例表

保険料を毎月1,000円ずつ払い込んだ場合

保険料払込年数	積　立　金　額
5	60,082 円
7	84,271
10	120,736
15	182,003

(注) 上記保険料払込年数以外の場合には、上記保険料払込年数に準じて、経過期間によって計算した額を返れいします。

財形年金傷害保険普通保険約款

第１章　用語の定義条項

第１条（用語の定義）

この約款において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
育児休業等	租税特別措置法施行令に規定する育児休業等をいいます。
育児休業等の開始の日	租税特別措置法施行令に規定する育児休業等の開始の日をいいます。
育児休業等の終了の日	租税特別措置法施行令に規定する育児休業等の終了の日をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（＊1） （＊1)他の保険契約等に関する事項を含みます。
財形年金貯蓄契約	財形法に基づく勤労者財産形成年金貯蓄契約をいいます。
財形法	勤労者財産形成促進法をいいます。
財産形成基金給付金	財形法および同法施行令に規定する勤労者財産形成基金契約に基づき支払われるべき財産形成基金給付金をいいます。
財産形成給付金	財形法および同法施行令に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づき支払われるべき財産形成給付金をいいます。
事業主	保険契約者を雇用している事業主をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
事務代行団体	財形法に規定する事務代行団体をいいます。
事務取扱協定	事業主または事務代行団体と当会社との間で締結されたこの保険契約に関する協定をいいます。
重度後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損で、別表１に掲げるものをいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師(＊1)が必要であると認め、医師(＊1)が行う治療をいいます。 （＊1）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。

用語	定義
賃金	財形法に規定する賃金をいいます。
払込代行契約	財形法に規定する払込代行契約をいいます。
保険金	死亡保険金または重度後遺障害保険金をいいます。

第２条（保険契約者および被保険者の範囲）

この保険契約の保険契約者となる者は、財形法に定める勤労者で、被保険者は契約者本人に限ります。

第３条（契約基準日）

(1) 契約基準日は、下表のいずれかの日で定めます。

① 事業主がこの保険契約の保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から最初に控除した日
② 第14条（財産形成給付金または財産形成基金給付金による保険料の払込み）の保険料のうち第１回保険料の払込みがあった場合には、その払込日
③ 第15条（転職等の場合の従前の財形年金貯蓄契約の残高による保険料の払込み）の保険料の払込みがあった場合には、その払込日
④ 第16条（他の財形年金貯蓄取扱機関との財形年金貯蓄契約の残高による保険料の払込み）の保険料の払込みがあった場合には、その払込日

(2) (1)の規定にかかわらず、事業主または事務代行団体が当会社と協議することにより、「この保険契約の保険料に相当する金額が事業主により保険契約者に支払われる賃金から控除され、事務代行団体を通じて当会社に最初に払い込まれた日」等、(1)以外の日を契約基準日とすることができます。

第２章　補償条項

第４条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故(＊1)によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。

(2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(＊2)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(＊1) 以下「事故」といいます。

(＊2) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第５条（保険金を支払わない場合）

当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
②	保険金を受け取るべき者(＊1)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④	被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 ｱ.法令に定められた運転資格(＊2)を持たないで自動車等を運転している間 ｲ.道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ｳ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
⑤	被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
⑥	被保険者の妊娠、出産、早産または流産
⑦	被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
⑧	被保険者に対する刑の執行
⑨	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(＊3)
⑩	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑪	核燃料物質(＊4)もしくは核燃料物質(＊4)によって汚染された物(＊5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑫	⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑬	⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(＊1) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(＊2) 運転する地における法令によるものをいいます。
(＊3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(＊4) 使用済燃料を含みます。
(＊5) 原子核分裂生成物を含みます。

第６条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第４条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡した日における払込保険料累計額の５倍相当額を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
(2) 第36条（死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が２名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
(3) 第36条(8)の死亡保険金受取人が２名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
(4) (1)の払込保険料累計額は、この保険契約の保険料として当会社に払い込まれた金額(＊1）の合計額をいいます。
(5) (1)の死亡保険金が支払われる場合において、第４条（保険金を支払う場合）の死亡した日の後に下表のいずれかに該当するときには、その保険料相当額を被保険者の法定相続人に払いもどします。

①	保険料に相当する金額が賃金から控除され当会社に払い込まれたとき。

②	第14条（財産形成給付金または財産形成基金給付金による保険料の払込み）の保険料の払込みがあったとき。

（＊1）当会社に払い込まれていない場合であっても、事故の生じた時に既に保険料に相当する金額が賃金から控除され、その後当会社に払い込まれた場合には、その額を含みます。

第７条（重度後遺障害保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第４条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表１に掲げる重度後遺障害が生じた場合は、事故の生じた時における払込保険料累計額の５倍相当額を重度後遺障害保険金として被保険者に支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき別表１に掲げる重度後遺障害を認定したときに、(1)のとおり算出した額を重度後遺障害保険金として支払います。

(3) 被保険者が第４条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害の影響により、別表１に掲げる重度後遺障害が生じた場合も、(1)の重度後遺障害に含むものとします。

(4) (1)の重度後遺障害保険金が支払われる場合において、第４条の事故が生じた後に下表のいずれかに該当するときには、重度後遺障害保険金を支払う時にその保険料相当額を保険契約者に払いもどします。

①	保険料に相当する金額が賃金から控除され当会社に払い込まれたとき。
②	第14条（財産形成給付金または財産形成基金給付金による保険料の払込み）の保険料の払込みがあったとき。

第８条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第４条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。この場合において、行方不明となった日または遭難した日の後に下表のいずれかに該当するときには、その保険料相当額を被保険者の法定相続人に払いもどします。

①	保険料に相当する金額が賃金から控除され当会社に払い込まれたとき。
②	第14条（財産形成給付金または財産形成基金給付金による保険料の払込み）の保険料の払込みがあったとき。

第９条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が第４条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、保険金を支払いません。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第４条の傷害が重大となった場合は、保険金を支払いません。

第３章　基本条項

第10条（保険責任の始期日および満了日）

(1) この保険契約の始期日は、第３条（契約基準日）(1)の表に規定するいずれかの日となります。

(2) この保険契約の満了日は、第３条に規定する契約基準日から起算して５年以上経過した日（＊1)で、保険契約者が定めた日(＊2)とします。

(3) 当会社の保険責任は、始期日の午後４時に始まり、満了日の午後４時に終わります。
(4) (3)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
（＊1）第15条（転職等の場合の従前の財形年金貯蓄契約の残高による保険料の払込み）の保険料の払込みがあった場合または第16条（他の財形年金貯蓄取扱機関との財形年金貯蓄契約の残高による保険料の払込み）の保険料の払込みがあった場合には、従前の財形年金貯蓄契約の契約基準日に相当する日から起算して５年以上経過した日とします。
（＊2）保険契約者の年齢が満60歳以上となっている日でなければなりません。

第11条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(3) (2)の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(2)に規定する事実がなくなった場合
②	当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(＊1)
③	保険契約者または被保険者が、第４条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項について、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
④	当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または保険契約締結時から５年を経過した場合

(4) (2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第25条（保険契約解除の効力）(2)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。
（＊1）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その事実を当会社に通知しなければなりません。

第13条（保険料の定期払込）

(1) 保険契約者は、保険料払込期間中、定期に保険料を払い込まなければなりません（＊1）。ただし、租税特別措置法施行令に規定する国外勤務期間内または育児休業等期間内は、保険料の払込みはできません。
(2) 保険料の定期払込は、事業主が、その保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除し、保険契約者に代わって、その金額をこの保険契約の保険料として払い込むことまたは事務代行団体がその保険料に相当する金額を払い込むことによって行うものとし、第14条（財産形成給付金または財産形成基金給付金による保険料の払込み）、第15条（転職等の場合の従前の財形年金貯蓄契約の残高による保険料の払込み）および第16条（他の財形年金貯蓄取扱機関との財形年金貯蓄契約の残高による保険料の払込み）の保険料の払込みを含みません。
(3) (2)に規定する定期払込保険料に相当する金額は、事務取扱協定に基づいてその事業主または事務代行団体から当会社または当会社の指定した場所に払い込まれた時に、この保険契約の保険料として当会社に払い込まれたものとします。

(4) 保険料の定期払込の方法は、下表のいずれかの方法とし、保険契約者は、保険契約締結に際しこれらの方法のいずれかを選択するものとします。

①	毎月払
②	毎賞与時払
③	毎月払および毎賞与時払の併用払

（＊1）この場合の払込みを、以下「定期払込」といいます。

第14条（財産形成給付金または財産形成基金給付金による保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、財産形成給付金または財産形成基金給付金によって保険料の払込みを行うことができます。

(2) (1)の保険料の払込みは、下表に規定するところにより行うものとします。

①	当会社が財形法および同法施行令に規定する財産形成給付金もしくは財産形成基金給付金の一括支払機関に指定されている場合または当会社のみが同法施行令に規定する給付金支払機関である場合	保険契約者が事業主を通じて行う申出により、財産形成給付金または財産形成基金給付金を保険料に振り替えることによって行うものとします。
②	①以外の場合	財形法施行令に規定する給付金支払機関が、事業主を通じて保険契約者が行う申出に基づき、保険契約者に代わって行うものとします。

(3) (1)の財産形成給付金または財産形成基金給付金は、(2)の表の①の場合にはその振替の時、(2)の表の②の場合には当会社または当会社の指定した場所に払い込まれた時に、この保険契約の保険料として当会社に払い込まれたものとします。

第15条（転職等の場合の従前の財形年金貯蓄契約の残高による保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、財形法および同法施行令に規定するところにより、転職等により事業主に雇用されることとなった時以前に当会社以外の財形年金貯蓄取扱機関との間で締結されていた財形年金貯蓄契約の残高によって保険料の払込みを行うことができます。

(2) (1)の保険料の払込みは、この保険契約の第１回定期払込保険料に相当する金額が保険契約者に支払う賃金から控除される日以前に財形法および同法施行令に規定するところにより行うものとします。

第16条（他の財形年金貯蓄取扱機関との財形年金貯蓄契約の残高による保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、財形法および同法施行令に規定するところにより、当会社以外の財形年金貯蓄取扱機関との間で締結されていた財形年金貯蓄契約の残高によって保険料の払込みを行うことができます。

(2) (1)の保険料の払込みは、この保険契約の第１回定期払込保険料に相当する金額が保険契約者に支払う賃金から控除される日以前に財形法および同法施行令に規定するところにより行うものとします。

第17条（払込保険料累計額の制限）

この保険契約について払い込まれた保険料の累計額は、財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された最高限度額(＊1)の範囲内でなければなりません。

（＊1）保険契約者が最高限度額を変更した場合には、変更後の最高限度額とします。

第18条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、保険契約は無効とします。

第19条（保険契約の失効）

(1) 保険期間中に、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

(2) 第７条（重度後遺障害保険金の支払）(1)の重度後遺障害保険金が支払われた場合は、この保険契約は、重度後遺障害保険金支払の原因となった事故が生じた日に効力を失います。

第20条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第21条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、保険期間中に、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第22条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

①	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②	被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③	保険契約者または被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、次のいずれかに該当すること。 ｱ.反社会的勢力(＊1)に該当すると認められること。 ｲ.反社会的勢力(＊1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。 ｳ.反社会的勢力(＊1)を不当に利用していると認められること。 ｴ.法人である場合において、反社会的勢力(＊1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 ｵ.その他反社会的勢力(＊1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④	他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤	①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) (1)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第25条（保険契約解除の効力）(2)の規定にかかわらず、(1)の表の①から⑤までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害に対しては、当会社は、保険金(＊2)を支払いません。この場合において、既に保険金(＊2)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(＊1) 暴力団、暴力団員(＊3)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(＊2) 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が(1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

（＊3）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。

第23条（保険契約の解除－保険料の定期払込がない場合等）

(1) 保険料の定期払込がなされないままで、最後に保険料の定期払込がなされた日から起算して２年を経過した場合には、この保険契約は、最後に保険料の定期払込がなされた日から起算して２年を経過した日に保険契約者によって解除されたものとみなします。ただし、当該２年を経過する日が最後の保険料払込を行うべき日以後となる場合を除きます。

(2) (1)本文の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、当会社が定めるところによります。

① 保険契約者が、租税特別措置法施行令に規定する海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書を出国する日までに提出した場合

② 保険契約者が、租税特別措置法施行令に規定する育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書を育児休業等の開始の日までに提出した場合

(3) 第１回年金額が当会社の定める金額に満たない場合には、最後の保険料の払込みを行うべき日の翌日から保険期間満了日までの間に、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第24条（保険契約の解除－不適格事由等発生の場合）

(1) 最後の保険料の払込みを行うべき日までに、退職、転任その他の理由によって保険契約者に不適格事由（＊1）が生じ、その事由が生じた日から起算して２年を経過した場合には、この保険契約は、その事由が生じた日から起算して２年を経過した日に保険契約者によって解除されたものとみなします。ただし、不適格事由が生じた日から起算して２年以内に、当会社と事務取扱協定を締結している事業主によって支払われる賃金からの控除の方法により保険料が払い込まれた場合または当会社と事務取扱協定を締結している事務代行団体を通じて保険料が払い込まれた場合を除きます。

(2) 最後の保険料の払込みを行うべき日までに、海外転勤によって保険契約者に継続適用不適格事由(＊2)が生じ、その事由が生じた日から起算して１年を経過した場合には、この保険契約は、その事由が生じた日から起算して１年を経過した日に保険契約者によって解除されたものとみなします。

(3) 育児休業等の終了の日後、租税特別措置法施行令に規定する再開日に払込みを行うべき保険料の払い込みがなかった場合には、この保険契約は、育児休業等の終了の日の翌日に保険契約者によって解除されたものとみなします。ただし、最後の保険料の払い込みを行うべき日が育児休業等の終了の日以前の場合を除きます。

(4) 財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書が、租税特別措置法施行令に規定する提出期限までに提出されなかった場合には、この保険契約は、その提出期限の翌日に保険契約者によって解除されたものとみなします。

（＊1）以下、租税特別措置法施行令に規定する不適格事由をいいます。

（＊2）租税特別措置法施行令に規定する継続適用不適格事由をいいます。

第25条（保険契約解除の効力）

(1) 保険契約の解除は、保険契約の全部についてその効力を生じ、保険契約の一部についてのみ解除することはできないものとします。

(2) 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第26条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第18条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、この保険契約の払込保険料および経過期間に応じて、計算した別表２の金額を返還します。この場合の経過期間については、第43条（年金の支払）(3)の規定を準用します。

(3) (2)の規定にかかわらず、第６条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金が支払われた場合または第７条（重度後遺障害保険金の支払）(1)の重度後遺障害保険金が支払われた場合は返れい金は支払いません。ただし、第６条(5)、第７条(4)、または第８条（死亡の推定）の規

定による払いもどしについては、支払います。
(4) (2)の返れい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、返れい金支払事由が生じた日または(6)の請求書類が当会社に到着した日のいずれか遅い日の翌日から起算して20日以内に行います。
(5) (4)の規定による返れい金の支払は、当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。
(6) 保険契約者が(2)および第29条（保険料の返還方法－失効、解除の場合）の返れい金の支払を受けようとする場合は、別表３に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
(7) 保険契約者が、提出書類に知っている事実を記載しなかった場合または事実と異なる記載をした場合は、当会社は、事実を記載した書類が提出されるまで返れい金を支払いません。
(8) 第19条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効し返れい金が支払われる場合において、被保険者の法定相続人が２名以上である場合は、第６条（死亡保険金の支払）(2)および第39条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）の規定を準用します。

第27条（保険料の返還－取消しの場合）

第20条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第28条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 保険契約が解除された場合は、当会社は、この保険契約の払込保険料および経過期間に応じて計算した別表２の金額を返還します。この場合の経過期間については、第43条（年金の支払）(3)の規定を準用します。
(2) (1)および第29条（保険料の返還方法－失効、解除の場合）のいずれかの規定により返れい金を支払う場合には、第26条（保険料の返還－無効または失効の場合）(4)から(8)までの規定を適用します。

第29条（保険料の返還方法－失効、解除の場合）

第26条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)および第28条（保険料の返還－解除の場合）(1)の場合において、下表のいずれかに該当するときは、当会社は、新たな財形年金貯蓄契約（＊1）の財形年金貯蓄取扱機関に払い込む方法によって、保険契約者に返れい金を支払います。

①	保険契約者が、不適格事由が生じた後他の事業主に雇用され、財形法および同法施行令に規定するところにより、新契約の財形年金貯蓄取扱機関に返れい金を払い込むことを申し出たとき。
②	保険契約者が、財形法および同法施行令に規定するところにより預替え等を行う場合に、新契約の財形年金貯蓄取扱機関に返れい金を払い込むことを申し出たとき。

（＊1）当会社以外の財形年金貯蓄取扱機関との間で締結される契約に限ります。以下「新契約」といいます。

第30条（事故の通知）

(1) 被保険者が第４条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)もしくは(2)の

規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第31条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、下表の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

①	死亡保険金については、被保険者が死亡した時
②	重度後遺障害保険金については、被保険者に重度後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表４に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者(＊1)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(＊1)または②以外の３親等内の親族

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（＊1）法律上の配偶者に限ります。

第32条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日(＊1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容

④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

(2) (1)の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(＊1)からその日を含めて下表に掲げる日数(＊2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

①	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(＊3)　180日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会　90日
③	(1)の表の③の事項のうち、重度後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会　120日
④	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から④までの事項の確認のための調査　60日
⑤	(1)の表の①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査　180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(＊4)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(＊1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第31条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(＊2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(＊3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(＊4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第33条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、第30条（事故の通知）の規定による通知または第31条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案(＊1)のために必要とした費用(＊2)は、当会社が負担します。

(＊1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(＊2) 収入の喪失を含みません。

第34条（時効）

保険金請求権は、第31条（保険金の請求）(1)に規定する時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第35条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第36条（死亡保険金受取人の変更）

(1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

(3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その事実を当会社に通知しなければなりません。

(4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

(6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその事実を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

(7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

(8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(＊1)を死亡保険金受取人とします。

(9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

(＊1) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第37条（契約内容の変更）

(1) 当会社は、財形法その他法令の改正または金融経済情勢を反映した市中金利の変動により特に必要があると認めた場合は、この約款の規定または保険料もしくは積立金額等の計算の基礎を将来に向かって、変更することがあります。

(2) (1)の規定により積立金額等の計算の基礎を変更した場合、変更月以降は既に当会社に払い込まれた保険料を含めて変更後の積立金額等の計算の基礎に基づき運用するものとします。

(3) (1)の変更をする場合には、変更する日の30日前までに保険契約者に通知するものとします。

(4) (3)の通知を、事業主または事務代行団体を通じて行うことがあります。

第38条（保険契約者の変更）

保険契約締結の後、保険契約者は、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることはできません。

第39条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が２名以上である場合は、当会社は、代表者１名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の１名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が２名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第40条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が２名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第41条（保険法に定める保険契約締結時に交付する書面の省略）

当会社は、この保険契約の締結の際に保険契約者に対して保険法に定める保険契約締結時の書

面は交付しません。

第42条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第43条（年金の支払）

(1) 当会社は、保険期間が満了した場合には、この約款に従い所定の方法により年金を保険契約者に支払います。(＊1)

(2) 当会社が支払う基本年金の額は、保険期間満了日におけるこの保険契約の払込保険料および経過期間に応じて、積み立てた別表５の金額に、基本年金の支払方法に応じて定める別表６の割合を乗じて得た額とします。

(3) (2)の経過期間は、保険期間の月数をもって計算することとし、１カ月未満の端数は１カ月とします。

(4) (2) の規定にかかわらず、当会社は、保険契約者またはその配偶者が財形法施行令に規定する重度障害等になった場合には、保険期間満了日以後、その保険契約者の申出に基づき、財形法施行令の定めるところにより基本年金支払期間を短縮し、それに応じて当会社が計算した金額を、(2) の規定により計算した金額に加えて得た額をもって、以後の基本年金額とします。

(5) (4) の規定は、その保険契約者から申出があった日の翌日から当会社の定める期間（３カ月以内とします。）を経過した日以後の最初の基本年金の支払期日（保険期間満了日の毎年の応当日をいいます。）に支払う基本年金から適用します。

(6) 基本年金は下表の通り支払います。

①	第１回の基本年金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、保険期間満了日（⑤および⑥の基本年金の請求書類が当会社に到着するのが保険期間満了日以後となる場合には、その書類が到着した日）の翌日から起算して20日以内に行います。
②	第２回以後の基本年金の支払は、保険期間満了日の毎年の応当日に、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行います。
③	②の規定にかかわらず、基本年金を年２回または年４回に分割して支払う場合には、その分割回数に応じて、次のア、イに掲げる期日に、分割された基本年金の支払を行います。 ア.年２回分割の場合 保険期間満了日の６カ月毎の応当日 イ.年４回分割の場合 保険期間満了日の３カ月毎の応当日
④	①から③までの規定による基本年金の支払は、当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。
⑤	保険契約者が基本年金の支払を受けようとする場合は、別表３に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
⑥	保険契約者が、提出書類に知っている事実を記載しなかった場合または事実と異なる記載をした場合は、当会社は、事実を記載した書類が提出されるまで基本年金を支払いません。
⑦	基本年金請求権は、支払事由が生じた日の翌日から起算して３年を経過した時に消滅します。

(7) 未払基本年金は下表の通り一括支払いします。

①	保険期間満了後最終回年金支払日の前日までに保険契約者が死亡した場合には、当会社は、死亡した日における未払基本年金別表７の現価を、被保険者の法定相続人に支払います。
②	保険期間満了後最終回年金支払日の前日までに、保険契約者が、未払基本年金の一括支払を請求した場合には、当会社は、この手続の日における未払基本年金別表７の現価を、保険契約者に支払います。
③	①および②の規定により一括して支払う未払基本年金(＊2)の支払は、保険契約者または被保険者の法定相続人からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、一括払基本年金支払事由が生じた日または⑤および⑥の請求書類が当会社に到着した日のいずれか遅い日の翌日から起算して２０日以内に行います。
④	③の規定による一括払基本年金の支払は、当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。
⑤	保険契約者または被保険者の法定相続人が一括払基本年金の支払を受けようとする場合は、別表３に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
⑥	保険契約者または被保険者の法定相続人が提出書類に知っている事実を記載しなかった場合または事実と異なる記載をした場合は、当会社は、事実を記載した書類が提出されるまで、一括払基本年金を支払いません。
⑦	①の規定により一括払基本年金が支払われる場合において、被保険者の法定相続人が２名以上であるときは、第６条（死亡保険金の支払）(2)ならびに第39条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）(1)および(2)の規定を準用します。

（＊1）以下「基本年金」といいます。
（＊2）以下「一括払基本年金」といいます。

第44条（契約者配当）

(1) 当会社は、毎事業年度末において積立保険料の運用益が予定利率に基づく運用益を超えた場合、その超えた部分の運用益のうち、契約基準日からの経過月数に応じて計算された金額を契約者配当準備金として積み立てます。

(2) 保険期間満了日以前の支払方法は以下の通りとなります。

① 当会社は、保険期間満了日以前にあっては、(1) の契約者配当準備金を、次の事業年度における保険期間の始期応当日に有効な保険契約に対して、契約基準日からの経過月数に応じて計算しその応当日から積み立てておき、契約者配当金として支払います。

② 契約者配当金は、下表のとおり支払います。

ア	第６条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払う場合	死亡保険金を支払う時に被保険者の法定相続人に支払います。
イ	第７条（重度後遺障害保険金の支払）(1)の重度後遺障害保険金を支払う場合	重度後遺障害保険金を支払う時に保険契約者に支払います。
ウ	第43条（年金の支払）(1)の基本年金を支払う場合	保険期間が満了した場合には、基本年金と同一の支払方法により、基本年金とともに保険契約者に支払います（＊1）。

エ	第26条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)の返れい金を支払う場合	返れい金を支払う時に被保険者の法定相続人に支払います。
オ	第28条（保険料の返還－解除の場合）(1)の返れい金を支払う場合	返れい金を支払う時に保険契約者に支払います。

③　②の表のア、イ、エおよびオの契約者配当金の請求方法等については、第26条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）から（7）までの規定を準用します。

④　②の表のウの増額年金の支払等については、下表の読み替えを行ったうえで、第43条（年金の支払）の規定を準用します。

ア	第43条（年金の支払）の規定中「払込保険料および経過期間に応じて、積み立てた別表5の金額」とあるのは「契約者配当のため積み立てた金額」
イ	第43条（年金の支払）ならびに別表6および別表7の規定中「基本年金」とあるのは「増額年金」

⑤　①から③までの規定にかかわらず、保険契約が無効または取消しとなる場合には、当会社は、契約者配当金を支払いません。

⑥　契約者配当金請求権は、支払事由が生じた日の翌日から起算して３年を経過した時に消滅します。

(3)　保険期間満了日後の支払方法は以下の通りとなります。

①　当会社は、保険期間満了日の後にあっては、(1）の契約者配当準備金を、次の事業年度に基本年金を支払う契約に対して、基金年金の支払方法、支払回数に応じて計算し、基本年金とともに保険契約者に支払います（＊2)。

②　①の加算年金の支払については、第43条（年金の支払）(6）の表の②から⑥までの規定中「基本年金」とあるのを「加算年金」と読み替えたうえで、同項②から⑥までの規定を準用します。

③　加算年金請求権は、支払事由が生じた日の翌日から起算して３年を経過した時に消滅します。

（＊1）以下「増額年金」といいます。

（＊2）以下「加算年金」といいます。

第45条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表１（第７条（重度後遺障害保険金の支払）関係）

重度後遺障害表

１．両眼が失明した場合
２．咀しゃくまたは言語の機能を全く廃した場合
３．神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とする場合
４．胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とする場合
５．両上肢をひじ関節以上で失った場合または両上肢の用を全く廃した場合
６．両下肢をひざ関節以上で失った場合または両下肢の用を全く廃した場合
７．１上肢をひじ関節以上で失いかつ１下肢をひざ関節以上で失ったかまたはその用を全く廃した場合
８．１上肢の用を全く廃し、かつ、１下肢をひざ関節以上で失った場合

（注）５．から８．までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表２（第26条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)、第28条（保険料の返還－解除の場合）(1)関係）

解約等の場合の返れい金額例表

保険料を毎月1,000円ずつ払い込んだ場合

保険料払込年数	返れい金額
1　年	11,989 円
2	23,977
3	35,988
4	48,023
5	60,082
7	84,271
10	120,736
15	182,003

注　上記保険料払込年数以外の場合には、上記保険料払込年数に準じて、経過期間によって計算した額を返れいします。

別表３（第26条（保険料の返還－無効または失効の場合）、第28条（保険料の返還－解除の場合）、第43条（年金の支払）、第44条（契約者配当）関係）

無効・失効・解除の場合の返れい金

一括払基本年金および基本年金等請求書類

①　当会社所定の請求書
②　保険契約者の印鑑証明書
③　財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書

別表４（第31条（保険金の請求）関係）

保険金請求書類

保険金種類 ／ 提出書類	死亡	重度後遺障害
1. 保険金請求書	○	○
2. 当会社の定める傷害状況報告書	○	○
3. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○
4. 死亡診断書または死体検案書	○	
5. 重度後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書		○
6. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	○	

提出書類＼保険金種類	死亡	重度後遺障害
7. 被保険者の印鑑証明書		○
8. 被保険者の戸籍謄本	○	
9. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	○	
10. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○
11. その他当会社が第32条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	○	○

注　保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

別表５（第43条（年金の支払）(2)、第44条（契約者配当）(2)関係）

基本年金積立金額例表

保険料を毎月1,000円ずつ払い込んだ場合

保険料払込年数	積　立　金　額
5　　年	60,082 円
7	84,271
10	120,736
15	182,003

注　上記保険料払込年数以外の場合には、上記保険料払込年数に準じて、経過期間によって計算した額を返れいします。

別表６（第43条（年金の支払）(2)、第44条（契約者配当）(2)関係）

基本年金額例表（年１回・定額払の場合）

基本年金額は、保険期間満了時における積立金額に下表の率を乗じて得た金額となります。

基本年金支払期間		
6年	10年	15年
0.1671	0.1013	0.0683

注　上記基本年金支払期間以外の場合には、上記基本年金支払期間に準じて、計算した率とします。

別表７（第43条（年金の支払）(7)第44条（契約者配当）(2)関係）

未払基本年金の現価例表（年１回・定額払の場合）

保険契約者の死亡日または未払基本年金の一括支払の手続日に応じて、第１回の基本年金額に下表の率を乗じて得た金額を、保険契約者の死亡日または未払基本年金の一括支払の手続日からその直後の基本年金支払日の前日までの期間について、当会社の定める率によって月割りで割り引いて計算した金額とします。

保険契約者の死亡日または未払基本年金の一括支払の手続日	基本年金支払期間		
	６年	10年	15年
第１回の基本年金支払日以後、第２回の基本年金支払日前	5.000	8.911	13.692
第２回の基本年金支払日以後、第３回の基本年金支払日前	4.010	7.941	12.745
第３回の基本年金支払日以後、第４回の基本年金支払日前	3.015	6.965	11.794
第４回の基本年金支払日以後、第５回の基本年金支払日前	2.015	5.985	10.838
第５回の基本年金支払日以後、第６回の基本年金支払日前	1.010	5.000	9.877
第６回の基本年金支払日以後、第７回の基本年金支払日前	－	4.010	8.911
第７回の基本年金支払日以後、第８回の基本年金支払日前	－	3.015	7.941
第８回の基本年金支払日以後、第９回の基本年金支払日前	－	2.015	6.965
第９回の基本年金支払日以後、第10回の基本年金支払日前	－	1.010	5.985
第10回の基本年金支払日以後、第11回の基本年金支払日前	－	－	5.000
第11回の基本年金支払日以後、第12回の基本年金支払日前	－	－	4.010
第12回の基本年金支払日以後、第13回の基本年金支払日前	－	－	3.015
第13回の基本年金支払日以後、第14回の基本年金支払日前	－	－	2.015
第14回の基本年金支払日以後、第15回の基本年金支払日前	－	－	1.010

注　上記手続日および基本年金支払期間以外の場合には、上記に準じて、計算した額とします。

東京海上日動のサービス体制なら安心です

〈東京海上日動のお客様向けサービス〉

デイリーサポート

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

●内容

①法律相談・②税務相談　：提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。
また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。＊1

③社会保険に関する相談　：公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。＊1

④暮らしの情報提供　：グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

●受付時間

①③　10：00 ～ 18：00
②　14：00 ～ 16：00
④　10：00 ～ 16：00
（いずれも土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。）

●お問い合わせ

フリーダイヤル　0120-285-110

＊1　弁護士・社会保険労務士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

〈ご注意ください〉（各サービス共通）

・サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。
・サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「契約者証番号」「ご連絡先」等を確認させていただきますのでご了承願います。
・ご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
・ご相談の対象は、ご契約者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者[*1]・ご親族[*2]の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
・各サービスは、弊社がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

＊1　婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
＊2　6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

TOKIO MARINE
NICHIDO

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番（事故受付センター）

0120-119-110

事故は119番・110番

受付時間：24時間365日

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

0120-868-100

受付時間：平日午前9時～午後8時、土日祝日午前9時～午後6時

（年末・年始は休業させていただきます）

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

www.tokiomarine-nichido.co.jp

0770-GJ05-11032-201904

D14-41750（2）改定201907